（前のページより続き）

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定する行政文書ファイル管理簿を閲覧する事務所の場所を公示する件（**金融庁**二九）

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**同**三〇）

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**三一）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**三二）

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（**同**三三）

○預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件（**同**三四）

○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**同**三五）

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**同**三六）

○指定紛争処理機構の名称の変更の届出があった件（**金融庁・国土交通**一）

○平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件（**総務**一四一）

○平成二十三年度地方債計画を公表する件（**同**一四二）

○平成二十三年度地方債充当率を公表する件（**同**一四三）

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四四）

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四五）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四六）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四七）

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号ヌの規定に基づき指定漁港漁場整備事業等を指定する件の一部を改正する件（**同**一四八）

○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件（**総務・農林水産・国土交通**三）

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**一一三）

○平成二十三年度分の予算について財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**同**一一四）

○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（**同**一一五）

○食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件の一部を改正する件（**財務・農林水産**七）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（**文部科学**一八）

○租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示（**同**六九）

○職業訓練実施計画を定める件（**厚生労働**一一七）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病院等の一部を改正する件（**同**一一八）

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を実施する件（**同**一一九）

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が福祉関係業務を実施する件（**同**一二〇）

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**一二一）

○雇用保険法施行規則第百十八条第六項の厚生労働大臣が定める者を定める件を廃止する件（**同**一二二）

○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業及び第六十三条の能力開発事業として行う事務を定める件の一部を改正する件（**同**一二三）

○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第三項の規定による届出があった件の一部を改正する件（**同**一二四）

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**同**一二五）

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**一二六）